



宮 崎 県 公 報

平成26年10月9日(木曜日) 第 2632 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

| | | |
|--|---|---|
| <p>規 則</p> <p>○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1</p> <p>○宮崎県建設技術センター管理規則の一部を改正する規則…………… (管理課) 1</p> <p>告 示</p> <p>○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課) 2</p> <p>○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障害福祉課) 3</p> | 頁 | <p>○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 3</p> <p>公 告</p> <p>○地図及び簿冊の認証…………… (農村計画課) 3</p> <p>○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 3</p> <p>○入札公告…………… 3</p> <p>病院局公告</p> <p>○落札者等の公告 (2 件) …………… 4</p> <p>公安委員会規則</p> <p>○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 4</p> |
|--|---|---|

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第55号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|---|-----|-----|--|--|-----|--|---------------|-----|---------|--|-----------------------|---|-----|--|
| <p>別表第3 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">福祉こどもセンターの出納員</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | [略] | | 福祉こどもセンターの出納員 | [略] | [略] | | <p>別表第3 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">福祉こどもセンターの出納員</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">保健所の出納員</td> <td style="width: 50%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">当該保健所の 金銭分任出納 員</td> <td style="width: 80%;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県犬取締条例 (昭和47年宮崎県条例第18号) 第9条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 2 狂犬病予防法施行細則 (昭和25年宮崎県規則第111号) 第5条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> | [略] | | 福祉こどもセンターの出納員 | [略] | 保健所の出納員 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">当該保健所の 金銭分任出納 員</td> <td style="width: 80%;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県犬取締条例 (昭和47年宮崎県条例第18号) 第9条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 2 狂犬病予防法施行細則 (昭和25年宮崎県規則第111号) 第5条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 </td> </tr> </table> | 当該保健所の 金銭分任出納 員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県犬取締条例 (昭和47年宮崎県条例第18号) 第9条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 2 狂犬病予防法施行細則 (昭和25年宮崎県規則第111号) 第5条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 | [略] | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉こどもセンターの出納員 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉こどもセンターの出納員 | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健所の出納員 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">当該保健所の 金銭分任出納 員</td> <td style="width: 80%;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県犬取締条例 (昭和47年宮崎県条例第18号) 第9条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 2 狂犬病予防法施行細則 (昭和25年宮崎県規則第111号) 第5条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 </td> </tr> </table> | 当該保健所の 金銭分任出納 員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県犬取締条例 (昭和47年宮崎県条例第18号) 第9条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 2 狂犬病予防法施行細則 (昭和25年宮崎県規則第111号) 第5条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 当該保健所の 金銭分任出納 員 | <ol style="list-style-type: none"> 1 宮崎県犬取締条例 (昭和47年宮崎県条例第18号) 第9条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 2 狂犬病予防法施行細則 (昭和25年宮崎県規則第111号) 第5条の規定に基づく犬の抑留中の飼育管理費及びその返還に要する費用の収納に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県建設技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第56号

宮崎県建設技術センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県建設技術センター管理規則（平成21年宮崎県規則第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|----------------|-----|------------------------------|-----|-----|
| <p>(指定管理者による管理の場合の読替)</p> <p>第8条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から前条までの規定の適用については、第2条第2項中「宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第3条から前条までの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料の支払)</p> <p>第9条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者にセンターの施設の使用料（<u>使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）第2条第1項第17号に規定する使用料</u>をいう。）を支払わなければならない。</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第11条 条例第10条の3第3号の規定により規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第1号に掲げる業務に付随する業務</p> <p>(3) [略]</p> <p>第12条～第17条 [略]</p> <p>様式第5号（第10条関係）</p> <p>[略]</p> | <p>(宿泊室等使用料)</p> <p>第8条 センターの施設の使用料（<u>使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）第2条第1項第17号に規定する使用料</u>をいう。以下同じ。）のうち宿泊室等使用料の区分及び施設の名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="805 604 1412 862"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室</td> <td>研修生宿舎</td> </tr> <tr> <td>大教室</td> <td>大教室</td> </tr> <tr> <td>中教室</td> <td>中教室 情報処理室 視聴覚室</td> </tr> <tr> <td>小教室</td> <td>小教室 施工管理課程教室 専攻課程教室 進路指導室</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>体育館</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定管理者による管理の場合の読替)</p> <p>第9条 条例第10条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条から第7条までの規定の適用については、第2条第2項中「宮崎県建設技術センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第3条から第7条までの規定中「所長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料の支払)</p> <p>第10条 指定管理者による管理の場合は、利用者は、当該指定管理者にセンターの施設の使用料を支払わなければならない。</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第12条 条例第10条の3第3号の規定により規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げる業務に付随する業務</p> <p>(3) [略]</p> <p>第13条～第18条 [略]</p> <p>様式第5号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> | 区 分 | 施設の名称 | 宿泊室 | 研修生宿舎 | 大教室 | 大教室 | 中教室 | 中教室 情報処理室 視聴覚室 | 小教室 | 小教室 施工管理課程教室 専攻課程教室 進路指導室 | 体育館 | 体育館 |
| 区 分 | 施設の名称 | | | | | | | | | | | | |
| 宿泊室 | 研修生宿舎 | | | | | | | | | | | | |
| 大教室 | 大教室 | | | | | | | | | | | | |
| 中教室 | 中教室 情報処理室 視聴覚室 | | | | | | | | | | | | |
| 小教室 | 小教室 施工管理課程教室 専攻課程教室 進路指導室 | | | | | | | | | | | | |
| 体育館 | 体育館 | | | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 552号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次

のとおり指定した。

平成26年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------------|-----------|
| 中原 梨沙 (花木鍼灸整骨院) | 都城市山之口町花木23 20-2 | 平成26年9月1日 |

宮崎県告示第 553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年10月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所在地 | 担当する医療の種類 | 指 定年月日 |
|-------|-----|-----------|--------------|
| あやめ薬局 | 高鍋町 | 薬局 | 平成26年10月 1 日 |

宮崎県告示第 554号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成26年10月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 変 更 前 | | 変 更 後 | | 変 更年月日 |
|--------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|------------|
| 売りさばきをする場所 | 売りさばき人の名称 | 売りさばきをする場所 | 売りさばき人の名称 | |
| 延岡市富美山町 514-9 延岡農業協同組合 富美山出張所内 | 延岡農業協同組合 | 延岡市富美山町 514-9 延岡農業協同組合 富美山支店内 | 延岡農業協同組合 | 平成26年9月16日 |

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年10月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
宮崎市
- 2 地籍調査を行った期間
平成23年12月 1 日から平成26年 3 月 4 日
- 3 地籍調査を行った地域
宮崎市清武町加納、今泉の一部
- 4 認証年月日
平成26年10月 2 日

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所から次のとおり通知があった。

平成26年10月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（数値図化、数値地形図修正）
- 2 作業地域

大淀川水系庄内川流域、高崎川流域地区

3 作業期間

平成26年 9 月16日から平成27年 1 月30日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成26年10月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 マシニングセンター 2 式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成27年 3 月27日
- (4) 納入場所 宮崎県立都城工業高等学校
宮崎県立日向工業高等学校

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 平成26年宮崎県告示第 487号に規定する資格を有する者であること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成26年11月12日までに下記 4 (1)の場所に提出し事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記 2 (1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配付する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成26年10月 9 日から平成26年10月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成26年10月 9 日から平成26年11月19日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成26年10月 9 日から平成26年11月19日まで（土曜日

、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成26年11月19日午後 2 時（郵便にあっては、平成26年11月18日午後 5 時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 平成26年11月19日午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased Machining centers 2sets
- (2) Timelimit for tender: 2:00p.m.19 November, 2014
- (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:0985 -26-7208

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年10月 9 日

県立日南病院長 鬼塚 敏 男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ホルミウムレーザー手術器械 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院医事課財務担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- 3 落札者を決定した日
平成26年 9 月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
アイティーアイ株式会社宮崎支店 宮崎市清武町加納 3 丁目10番
- 5 落札金額
40, 204, 080円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成26年 7 月31日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。
平成26年10月 9 日

県立日南病院長 鬼塚 敏 男

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
生体情報モニタ 一式
- 2 随意契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院医事課財務担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 9 月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社アステム宮崎営業部 宮崎市江平中町 5 番地 1
- 5 随意契約に係る契約金額
27, 810, 000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成26年 7 月24日
- 7 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第21条の14第 1 項第 8 号に該当するため。

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月 9 日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第 9 号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|----------------------------|----------------------------|
| (警務課) | (警務課) |
| 第 6 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 | 第 6 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 |

| | |
|--|--|
| <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>特例民法法人及び公益信託の監督事務の総合調整並びに警務課の所管に係る特例民法法人の監督事務に関すること。</u></p> <p>(11)～(18) [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>(厚生課)</p> <p>第9条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>厚生課の所管に係る特例民法法人の監督事務に関すること。</u></p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>生活安全企画課の所管に係る特例民法法人の監督事務に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>組織犯罪対策課の所管に係る特例民法法人の監督事務に関すること。</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(交通企画課)</p> <p>第20条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>交通企画課の所管に係る特例民法法人の監督事務に関すること。</u></p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(交通規制課)</p> <p>第22条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>交通規制課の所管に係る特例民法法人の監督事務に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>運転免許課の所管に係る特例民法法人の監督事務に関すること。</u></p> <p>(10) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> | <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>公益信託の監督事務の総合調整に関すること。</u></p> <p>(11)～(18) [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>(厚生課)</p> <p>第9条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(交通企画課)</p> <p>第20条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(交通規制課)</p> <p>第22条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第23条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> |
| <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|